離島振興法施行令	
(昭和四十三年政令第二十七号)	
(抄)	

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(法別表(三)の政令で定める道路)	(法別表(三)の政令で定める道路)
第一条 (略)	第一条 (略)
(法第七条第三項の政令で定める事業)	
第二条 法第七条第三項の政令で定める事業は、次に掲げる事業と	
する。	
離島の地理的及び自然的特性を生かした国内及び国外の地域	
との交流 (産業の振興、教育及び文化の振興又は観光の開発に	
資するものに限る。)のための施設の整備に関する事業その他	
当該交流の促進に関する事業	
二 前号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に必	
要なものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当	
該事業に関する主務大臣と協議して指定する事業	
(法第七条第五項第一号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算	(法第九条第四項第一号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算
定基準)	定基準)
第三条 法第七条第五項の規定により補助する場合の同項第一号に	第二条 法第九条第四項の規定により補助する場合の同項第一号に
掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の住宅の建築(買収その	掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の住宅の建築(買収その
他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)の本工事費	他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)の本工事費
及び附帯工事費 (買収その他これに準ずる方法による取得の場合	及び附帯工事費 (買収その他これに準ずる方法による取得の場合

らうとする。 にあつては、買収費とする。以下「工事費」という。) 並びに事

務費とする。

2 .

(略)

(法第七条第五項第二号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算

定基準)(泛角七条第五項第二号は掛ける事業は要する費用の範囲及で第一

び事務費とする。掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の施設の建築の工事費及

法第七条第五項の規定により補助する場合の同項第二号に

第四条

2~4 (略)

(法第七条第六項の規定による簡易水道事業の用に供する水道施)

設の新設等に要する費用の範囲)

事業の用に供する水道施設の新設又は増設に要する費用の範囲は第五条(法第七条第六項の規定により国が補助する場合の簡易水道

一・二 (略)

次のとおりとする。

2 (略)

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

事業の実施に伴う収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定する事業に係る費用は、都道府県が支弁する費用の額から当該第六条(法第十条第五項の規定により国が補助する場合の同項に規

附則

定める算定基準に従つて算定した額とする。

路がによる。 にあつては、買収費とする。以下「工事費」という。)並びに事

務費とする。

2・3 (略)

(法第九条第四項第二号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算

定基準)

掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の施設の建築の工事費及第三条 法第九条第四項の規定により補助する場合の同項第二号に

び事務費とする。

2~4 (略)

設の新設等に要する費用の範囲) (法第九条第五項の規定による簡易水道事業の用に供する水道施

事業の用に供する水道施設の新設又は増設に要する費用の範囲は第四条(法第九条第五項の規定により国が補助する場合の簡易水道

、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

が定める算定基準に従つて算定した額とする。該事業の実施に伴う収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣規定する事業に係る費用は、都道府県が支弁する費用の額から当第五条 法第十二条第五項の規定により国が補助する場合の同項に

附則

6	<u>~</u>	2
法附則第七項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期	含む。) とする。	法附則第四項の政令で定める期間は、五年 (二年の据置期間を
6	<u>~</u>	2
法附則第十項の政令で定める場合は、	百む。)とする。	法附則第七項の政令で定める期間は、
、前項の規定により償還期		、五年 (二年の据置期間を

限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

平成二十五年を開始を開始を表現している。	(略) (略)		期限	務をつかさどる。	改
すること。			事務	3間、それぞれ同表の下欄に掲げる事然第一項各号に掲げる事務のほか、次19例)	案
	(略)	月田一日三	期限	務をつかさどる の表の上欄に掲 の表の上欄に掲 の制行政局の	
	(略)	すること。	事	。	現行

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
、ノ

では、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次第三条 農村振興局の所掌事務の特例)		改正案		現行	
「73日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事 73日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事 73日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事 71日 71日	村 附 農 振 村 興 則 振 局	は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、掌事務の特例)	村 附 農 振 村 興 則 振 局	局は、第七条第一所掌事務の特例)	ほ か、 次
R	務をつかさどる。 見れ打り	ける日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げるほど、第十条第一式各号におりる電子のほか	つの	。げる日までの間、	: 掲 げ る 事 次
(略)			月 平 元 十 二 日 年 三	- 政策の企画及び立案 (策実施地域をいう。 (策実施地域をいう。)	9 & 離 昭 る 総 島 元 と 的 興
 	(略)	(略)	(略)	(略)	
		政策の企画及び立室、策実施地域をいう。			

	(略)		期	げる事務をつかさどる。第三条 都市・地域整備局の役割の 別別	
			限	務を表の地域の上地整	
八年法律第七十二号)當離島振興対策実施地域	(略)		事	(る事務をつかさどる。)、次の表の上欄に掲げる日までの間、1条、都市・地域整備局は、第七条第一都市・地域整備局の所掌事務の特例)附 則	改 正 案
八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する一離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十			務	それぞれ同表の下欄に掲項各号に掲げる事務のほ	
		月 平 = 成	期	第三条 (都市 附事)	
	(略)	月 三 成 十 十 五 日 年 三	限	げる事務をつか、次の表の上(都市・地域整(報報・地域整)	
	(略)	計画に関すること。 八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する 離島振興計画(離島振興法第五条第一項に規定 する離島振興計画をいう。以下同じ。)の 離島振興計画(離島振興法第五条第一項に規定 する離島振興計画をいう。以下同じ。)の がは、		横に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲 城を備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほ 備局の所掌事務の特例)	現行
		経費の配基 切に 規定する 分に を がい の の の の の の の の の の の の の の の の の の		の下欄に掲りる事務のほ	

平成十九年三月三十一日 平成十七年四月一日から	までの間平成十五年四月一日から		るものとする。 「のはいで、それぞれ同表の下欄ではいいで、それぞれ同表の下欄では、「のないでは、「のででは、」とあるが、「のでは、」とが、「のでは、」とが、「のでは、」では、「のでは、」では、「のでは、	三月三十一日 に推り は
日 策分科会及び特殊土壌地帯対策分科から 、豪雪地帯対策分科会、離島振興対	特殊土壌地帯対策分科会 特殊土壌地帯対策分科会、山村振興対策分科会及びから 、豪雪地帯対策分科会、離島振興対		ものとする。 る期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十四条第五国土計画局総務課の所掌事務についての読替え)	計画に関すること。計画に関すること。計画に関する総合的な政策の企画及び立案並び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並び離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の
平成十九年三月三十一日平成十七年四月一日から	までの間平成十五年四月一日から	までの間	るものとする。	
地帯対策分科会が特殊土壌、豪雪地帯対策分科会及び特殊土壌	会策分科会及び特殊土壌地帯対策分科、豪雪地帯対策分科会、山村振興対	特殊土壌地帯対策分科会策分科会、山村振興対策分科会及び、豪雪地帯対策分科会、離島振興対	るものとする。「では、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えら中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲六条(国土計画局総務課の所掌事務については、第六十四条第五(国土計画局総務課の所掌事務についての読替え)	

	特殊土壌地帯対策分科会策分科会、山村振興対策分科会及び、豪雪地帯対策分科会、離島振興対
までの間平成十五年四月一日から平成十五年四月一日から	会策分科会及び特殊土壌地帯対策分科、豪雪地帯対策分科会、山村振興対
平成十九年三月三十一日平成十七年四月一日から	地帯対策分科会 、豪雪地帯対策分科会及び特殊土壌

ー・二 (略) 務をつかさどる。 第十一条 都市・地域整備局離島振興課は、第九十一条に規定する(都市・地域整備局離島振興課は、第九十一条に規定する)	2 (略) 日まで置かれるものとする。日まで置かれるものとする。 日まで置かれるものとする。(都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例)	日までの間 対策分科会 対策分科会 次 豪雪地帯対策分科会及び離島振興平成十九年四月一日から 、 豪雪地帯対策分科会及び離島振興	
ー・二 (略)	2 (略) まで置かれるものとする。 まで置かれるものとする。 まで置かれるものとする。 第七条 都市・地域整備局離島振興課は、平成十五年三月三十一日期間の特例) (都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例)	会 及 び 離島 振興	Tio T O 同

改	
正	

案

附則

分科会の特例)

期	
限	
分	
科	
会	
法	
律	
課	

三月三十一日

策分科会 融島振興対

和

一十八年法律

七十二号)

島振興課

離島振興法

(昭

・地域整備局離国土交通省都市

略)

略)

略

略

附則

現

行

(分科会の特例)

	_	
(略)	月 三 成 十 十	期
	□ 日 三	限
	策離	分
略)	策	科
	対	会
(略	第七十二号 離島振興法	法
#)	(法(昭	律
(略)	島振興課 ・地域整備局離 国土交通省都市	課

漁港漁場整備法施行令
$\overline{}$
(昭和二
$\overline{}$
\top
十五年
4
五年
-'_
蚁
佥
¥ 第 一
百
=
$\overline{+}$
.!
力.
õ
ᇹ
\smile
(抄)

仍然音	芳泉 [
5	うさせん
己工台	X E I
5	בי כ

(略)	(略)	設に係るもの	外郭施設又は水域施	定漁港漁場整備事業漁	のとおりとする。 「項の規定により漁港管理者に負担させる負担金の基準は、特定漁港漁場整備事業を施行する場合において、法第二十第三条(国が、北海道における第三種漁港又は第四種漁港に、漁港管理者の費用の負担基準)	改
	(略)	第四種漁港	第 三 種 漁 港	漁港の種類	者に負担さ りょう 地名第三種 担基準)	正
	(略)	、百分の十 (離島振興!	一第四条第一項の離島辰興和二十八年法律第七十二号分の二十(離島振興法(昭 当該事業に要する経費の百	負担割合	りとする。 定により漁港管理者に負担させる負担金の基準は、次の表港漁場整備事業を施行する場合において、法第二十条第一国が、北海道における第三種漁港又は第四種漁港について管理者の費用の負担基準)	案
2 (格)	(略)	設に係るもの	外郭施設又は水域施	定漁港漁場整備事業負担の対象となる特	のとおりとする。	
		第四 種 漁 港	第 三 種 漁 港	漁港の種類	。漁港管理者に負担させる負担金の基準は、次の表備事業を施行する場合において、法第二十条第一海道における第三種漁港又は第四種漁港について費用の負担基準)	現
	略)	港	港	類	さ場種	

傍線部分は改正部分)

(国が費用を負担する工事の範囲及び国庫負担率)

改

正

案

第八条 (略)

2 · 3 (略)

同項第六号に掲げる工事にあつては二分の一とする。 項第二号から第四号までに掲げる工事にあつては二十分の十一、 する費用に対する国の負担率は、第一項の規定にかかわらず、同 興法(昭和二十八年法律第七十二号)第四条第一項の離島振興計 4 第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる工事で離島振 4

附則

ア 第八条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定の昭和六 2 まする。

(国が費用を負担する工事の範囲及び国庫負担率)

現

行

第八条 (略)

2・3 (略)

附則

7

傍
線
部
分
は
改
正
部
分

改正案	現
(国の負担金の割合の特例)	(国の負担金の割合の特例)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 一般国道の改築で離島振興法 (昭和二十八年法律第七十二号)	3 一般国道の改築で離島振興法 (昭和二十八年法律第七十二号)
第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われるもののうち、第	第五条第一項の離島振興計画に基づいて行われるもののうち、第一
一項各号に掲げるもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のも	一項各号に掲げるもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のも
のに要する費用について法第四条 の政令で定める国の負担金の	のに要する費用について法第四条 の政令で定める国の負担金の
割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。	割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。

(傍線部分は改正部分)

(略)	二・三(略)
分の一以内)の額	分の一以内)の額
以下「離島振興計画」という。)に基づくものにあつては、二	以下「離島振興計画」という。)に基づくものにあつては、二
昭和二十八年法律第七十二号)第五条第一項の離島振興計画(昭和二十八年法律第七十二号)第四条第一項の離島振興計画 (
める基準に基づいて算定した額の三分の一以内 (離島振興法 (める基準に基づいて算定した額の三分の一以内 (離島振興法 (
し尿処理施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定	し尿処理施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定
、次の各号に掲げる額について行うものとする。	、次の各号に掲げる額について行うものとする。
第二十二条 法第二十二条の規定による市町村に対する国の補助は	第二十二条 法第二十二条の規定による市町村に対する国の補助は
(国庫補助)	(国庫補助)
現	改正案

傍
線
部
分
は
改
正
部
分

2 (略)	十四~三十四 (略)	条第一項第一号に限る。)	十三 離島振興法 (昭和二十八年法律第七十二号)の規定 (第十		とする。	第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおり	(法第百六条の政令で定める規定等)	改正案
2 (略)	十四~三十四 (略)	二条第一項第一号に限る。)	十三 離島振興法 (昭和二十八年法律第七十二号)の規定 (第十		とする。	第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおり	(法第百六条の政令で定める規定等)	現行